

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
第3章 監査の結果及び意見 3. 幼稚園事業 (1)公立幼稚園のあり方の検討状況 公立幼稚園の今後のあり方について【意見6】 神戸市においては、少子化の進行状況を踏まえて、小中学校・幼稚園・高等学校の広範囲にわたる、校種間の連携や一貫教育の検討を進めるにあたっての提言を「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」(平成22年4月)という形で受けており、それに沿った形で神戸の学校教育がより魅力のあるものになるよう取り組んできている。その中心的役割を果たす神戸市教育委員会によると「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」は以下のとおりである。(平成26年12月公表の「子ども・子育て支援新制度実施後の市立幼稚園のあり方(案)」より抜粋) イ. 幼児期における特別支援教育(インクルーシブ教育システム)の充実 ロ. 西北神等(私立幼稚園では経営の成り立たない地域)での就園の確保 ハ. 質の高い幼児期の教育の実践及び発信 ・ 幼児教育に関する実証的な調査研究の推進及び成果の発信 ・ 長年培ってきた幼稚園教育要領に則った教育の実践及び公開保育の実施 ・ 適正規模(複数クラス・人数)での保育の提供及び3歳保育の実施 この「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」を果たす上で、 、 で述べたとおり、園児数減少による公立幼稚園運営の採算性や、単学級幼稚園における良質な教育環境の確保、さらに施設の補修状況・今後の補修発生見込等を総合的に勘案し、すでに公表されている「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」(平成22年4月)に沿って統廃合を進めるべきであると考え。 現在、神戸市では新制度実施後のあり方について平成27年度～平成31年度までに10園の削減計画を立案しているが、懇話会報告では中長期の取組への期待を示しており、中長期的な統廃合計画の立案・取組が望まれる。 なお、3歳児保育についても、私立幼稚園と競合する公立幼稚園は統廃合されると仮定すれば、公立幼稚園が有すべき機能である、「教育の質についての指導的機能」に加え、新制度に沿った幼保小一体の観点からの積極的な指導的役割が期待される。	「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」及び神戸市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)を踏まえて、平成27年6月「子ども・子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方」を策定した。その中で「市立幼稚園の役割を定めるとともに9園の閉園を示し、これに基づき平成28年3月「神戸市立学校設置条例」の改正を行い、既に休園中であった4園を合わせ、13幼稚園の廃止を決定した。 また平成28年度より、市立幼稚園としての役割を一層果たしていくため、「神戸つばめプロジェクト(幼保小連携推進事業)」に取り組み、幼保小一体の観点からの積極的な指導的役割を果たすとともに、幼児教育の質向上に努めることとした。 (教育委員会)	措置 済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況																								
休園幼稚園について【意見 8】 休園幼稚園とは、神戸市立学校設置条例別表1(第3条関係)幼稚園に記載されているものの、園児募集を行っていない幼稚園であり、休園幼稚園の園舎及び土地は行政財産として教育委員会の所管となる。 平成26年9月1日現在において休園となっている公立幼稚園は5園あり、活用状況は以下のとおりである。 <図表3-15> 休園幼稚園 <table><tr><th>園名</th><th>休園年月</th><th>敷地時価 (千円)</th><th>活用状況</th></tr><tr><td>くすのは</td><td>昭和61年3月</td><td>96,600</td><td>平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。</td></tr><tr><td>御崎</td><td>平成12年3月</td><td>262,710</td><td>市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。</td></tr><tr><td>有馬</td><td>平成12年3月</td><td>202,926</td><td>有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。</td></tr><tr><td>谷上</td><td>平成5年3月</td><td>29,040</td><td>谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。</td></tr><tr><td>多井畑</td><td>平成14年3月</td><td>125,837</td><td>平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。</td></tr></table> 上記のうち、多井畑幼稚園については、園舎を撤去してから10年以上経過しても廃園にされることなく休園状態が継続しており、本来の目的で利用することが見込まれない資産が長期間にわたって教育委員会の管轄とされている。 少子化傾向が顕在化した状況下で、休園となってから10年間以上も施設の有効活用が全市レベルで実施されなかった体制に問題があると考え。少なくとも、休園幼稚園については、定期的に教育委員会以外の部局を加えた施設利活用の検討がなされる仕組みが必要である。	園名	休園年月	敷地時価 (千円)	活用状況	くすのは	昭和61年3月	96,600	平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。	御崎	平成12年3月	262,710	市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。	有馬	平成12年3月	202,926	有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。	谷上	平成5年3月	29,040	谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。	多井畑	平成14年3月	125,837	平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。	平成28年3月「神戸市立学校設置条例」の改正を行い、園児募集を行っていない休園中の幼稚園をすべて廃止した。跡地の利用について関係部局と協議し、全庁的な照会を経て今後の方針を決定した。 (教育委員会)	措置 済
園名	休園年月	敷地時価 (千円)	活用状況																							
くすのは	昭和61年3月	96,600	平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグラウンドとして利用する予定である。																							
御崎	平成12年3月	262,710	市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用している。																							
有馬	平成12年3月	202,926	有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスとして使用している。																							
谷上	平成5年3月	29,040	谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放課後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具資料室として使用している。																							
多井畑	平成14年3月	125,837	平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているものの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用している。																							
8. 子育てについて行政の支援を必要とする児童について (3) 児童虐待の恐れがある児童への網羅的な対応について【意見 28】 3歳児までの乳幼児については、全児童が対象となる乳幼児健診の状況を把握のうえフォローが行われているが、4歳から就学前の在宅児童(幼稚園、保育所等に通っていない児童)について網羅的に調査は実施されていない。 また、未就学児の居場所について、3歳児以上については、保育所・幼稚園に在籍している児童が多くを占めており、それぞれの場所において児童虐待を受けていることの兆候について発見できる可能性が高くなる。しかし、在宅児童については児童虐待を受けていることが把握されにくい状況であり、網羅的に児童と接見して状況を把握できていない。自治体として網羅的に所在不明児を把握するには制度上の制約があるため、行政としての役割を補完する警察署等との協議を深め、相互で連携可能とする仕組みを構築していく必要がある。 また、3歳児健診以降に保育所・幼稚園に通っていない児童について、通園支援を行う事業について一部区の子育て支援センターにおいて実施しているが、現状、全市的に展開されている状況ではなく、通園せずに在宅保育している理由が網羅的に把握される体制と	児童虐待については、緊密な連携及び役割分担により、事案への的確な対応をするため、平成26年2月に兵庫県警察と児童虐待事案にかかる連携に関する協定を締結し、平時からの情報共有や相互の連携・協力体制の強化を図っている。 また、発生予防、早期発見・早期対応が重要であることから、11月の児童虐待防止推進月間に、オレンジリボンキャンペーンとして市民へ児童虐待の防止や早期発見、相談・通報窓口の案内など、啓発活動を実	措 置 済																								

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置 状況
なっていない。 在宅児童については、児童虐待において、早期発見ができないリスクが高いと考えられるため、児童虐待の疑いがないか継続的なモニタリングができる体制を構築すべきである。	施している。 在宅児童については、継続的なモニタリングができる体制はないが、引き続き啓発活動を実施することにより、相談・通報窓口の周知に努め、早期発見・早期対応につなげていく。なお、28年度から新たに、家庭引取り後で所属の無い等の被虐待児童に対する見守り事業を児童家庭支援センターに委託実施する。 (こども家庭局)	
(4) 乳幼児健診におけるフォロー状況等のモニタリングについて 【意見 29】 乳幼児健診を未受診の場合の対応は、各区の担当者が受診の勧奨を行い、それでもなお未受診の場合は、保健師による家庭訪問やこども家庭支援室における他の施策の状況を確認の上、目視を原則とした安否の確認を行っている。 その結果、平成25年度における未受診児のうち安否がわからない児童の数は大きく減少しているが、こども家庭局において各区の状況を分析するまでに至っていない。一方で、未受診児の児童数は増加しているため、未受診者数の減少に努める必要がある。 各区に配置されている保健師が対応した情報を収集・蓄積し、児童虐待に発展する可能性がある家庭について、全市的な状況をこども家庭局において把握するとともに適切に対応している状況をモニタリングすることが必要である。	乳幼児健診の未受診児への対応については、各区において台帳管理しており、年度の途中(5月と1月)に、こども家庭局において各区の対応状況を把握している。 未受診児のうち、安否がわからない場合について、対応状況の具体的内容についても把握している。 (こども家庭局)	措置 済
11. 現場視察 (1) 神戸市立小学校の視察 竜が台小学校(須磨区(北須磨))【意見 40】 3棟の内、1棟(中校舎)がほとんど使用されておらず、余裕教室がある状況の中、学童保育コーナーが4階に位置しているため、1階に移動させた方が利便性は高いと考える。施設の利活用に工夫が必要であり、5～10年後を見据えた具体的な計画が必要である。 現状、文部科学省に報告している「余裕教室の利用状況」では利用していない余裕教室はゼロとなっているが、視察の結果、このように実際には活用していない余裕教室が存在している。これは、報告当時は該当する余裕教室を「学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース」として利用することを検討していたことから当該項目に入れたものであった。余裕教室の活用については教育委員会内で随時検討しているものの、実際には利用されておらず、有効に活用されているとは言えない。	竜が台小学校中校舎については、児童の減少に伴い余裕教室が存在しているが、多目的教室や学童保育コーナーとして活用しているほか、全市の市立小学校で使用する備品などの一時保管場所として活用している。さらに、平成27年12月からは、中央校舎2Fに児童及び保護者が利用可能な北須磨教育相談所を設置して有効活用を図ったところである。 (教育委員会)	措置 済